

「入院期間が180日を超える長期入院」について

診療報酬制度により、入院期間が180日を超える入院医療の必要性が低い患者様につきましては、医療機関における入院料が一部カットとなり、その差額分については患者様にご負担いただくこととなります。

これに基づき、当院では入院医療の必要性が低い患者側の事情により長期にわたり入院している患者様へ、患者様の選択のもと入院料とは別に「選定療養費」をご負担いただくこととなります。

金額は・・・

1日につき 2,625円（消費税込み）

※当制度は、入院医療の必要性が低い患者が患者側の都合の事情により入院している患者様への対応を図るためのものであることから、診療報酬上定める状態等にある場合はこれには該当せず、選定療養には該当いたしません。

・入院期間は厚生労働省が定める計算方法により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

詳細につきましては各階に医事課病棟担当者がおりますので、お気軽に声をかけて下さい。

2023年12月
社会医療法人仁愛会 浦添総合病院